

小金井市 緑町第二町会
令和7年度（第66回）総会

議案書

日時：令和7年5月10日（土）

13：30～15：30

場所：現代座会館 2F 会議室

（緑町5丁目13－24）

目次

第1号議案	令和6年度 活動報告	2
第2号議案	令和6年度 決算・会計監査報告	4
第3号議案	令和7年度 活動計画	5
第4号議案	令和7年度 予算	6
第5号議案	令和7年度 役員選任	7
資料)	緑町第二町会の部/班、加入世帯/事業所の数	8
緑町第二町会規約		9

第1号議案 令和6年度 活動報告

実施日 活動内容

令和6（2024）

4/18	連合町会）会長監査
4/18	ふれあいサロン（第1回）
4/27	役員会（第1回）
5/15	連合町会）総会
5/16	ふれあいサロン（第2回）
5/18	総会
6/8	役員会（第2回）
6/19	連合町会）役員会（第1回）
6/20	ふれあいサロン（第3回）
7/17	連合町会）役員会（第2回）
7/18	ふれあいサロン（第4回）
7/27	役員会（第3回）
8/15	ふれあいサロン（第5回）
8/28～9/1	ラジオ体操（みどり子供会共催）
9/7	役員会（第4回）
9/11	連合町会）役員会（第3回）
9/15	敬老の日のお祝い
9/19	ふれあいサロン（第6回）
10/9	連合町会）役員会（第4回）
10/17	ふれあいサロン（第7回）
10/26	連合町会）大運動会（第36回）
11/2	役員会（第5回）
11/9	防災講座
11/13	連合町会）役員会（第5回）
11/17	市一斉美化清掃
11/21	ふれあいサロン（第8回）
11/23	連合町会）防災訓練

実施日	活動内容
12/19	ふれあいサロン（第 9 回）
12/28	消防団歳末警戒出陣式
令和 7（2025）	
1/11	役員会（第 6 回）
1/12	消防団出初式支援
1/16	ふれあいサロン（第 1 0 回）
2/20	ふれあいサロン（第 1 1 回）
3/10	町会自治会長全体会
3/12	連合町会）役員会（第 6 回）
3/20	ふれあいサロン（第 1 2 回）
3/22~	ごみ袋配布

第2号議案 令和6年度 決算・会計監査報告

令和6年度決算書

(緑町第二町会)

自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日

収入合計	支出合計	差引残高
1,151,284	634,067	517,217

収入の部			
科目	令和6年度予算	令和6年度実績	備考
前年度繰越金	552,862	552,862	普通預金+現金
会費	600,000	522,200	
雑収入	100,000	76,222	市、社協よりの助成金等
合計	1,252,862	1,151,284	

支出の部			
科目	令和6年度予算	令和6年度実績	備考
分担金	132,960	132,960	緑町連合町会費
募金	20,000	20,000	赤い羽根共同募金
環境衛生費	50,000	47,500	世帯配布分
事務費	30,000	26,518	MS365年間利用料、コピー代、インク代等
会議費	20,000	14,264	総会、役員会、会場費、お茶代等
行事費	200,000	49,822	防災講習、防災訓練、ふれあいサロン助成等
防犯費	35,000	33,600	防犯協会年会費
育成費	80,000	80,000	みどり子供会育成、育成団体費
回覧協力費	10,000	11,000	部長、班長、役員配布分
設備費	30,000	0	掲示板補修等
福祉費	100,000	95,200	敬老者への祝い品
慶弔費	50,000	53,000	出産祝い(1)、ご霊前(10)
広報費	20,000	9,093	広報活動、ホームページ運営
渉外費	10,000	0	
予備費	464,902	61,110	退任役員へのお礼、倉庫備品保管と廃棄代等
合計	1,252,862	634,067	

上記の通り報告します。

(会計) 担当役員 中野 孝範

監査報告

令和7年4月19日 関係帳票類を監査した結果、上記の通り相違ないことを認め 監査報告とします。

会計監査 古明地 節子



会計監査 環 笑子



第3号議案 令和7年度 活動計画

目標

1. 安全・安心なまち
2. 気持ちよく暮らせるまち
3. 地域での暮らしが楽しめるまち

実施日 主な活動内容

令和7（2025）

5/10 総会

8月下旬 ラジオ体操（みどり子供会共催）

9月中旬 敬老の日のお祝い

10月下旬 連合町会）大運動会（第37回）

11月頃 研修会

11月頃 市一斉美化清掃

11月下旬 連合町会）防災訓練

令和8（2026）

3月下旬 ごみ袋配布

第4号議案 令和7年度 予算

令和7年度予算（案）

（緑町第二町会）

自 令和7年4月1日 ～ 至 令和8年3月31日

収入の部				
科目	令和6年度予算	令和6年度実績	令和7年度予算（案）	備考
前年度繰越金	552,862	552,862	517,217	普通預金+現金
会費	600,000	522,200	600,000	
雑収入	100,000	76,222	100,000	市、社協より助成金等
合計		1,151,284	1,217,217	

支出の部				
科目	令和6年度予算	令和6年度実績	令和7年度予算（案）	備考
分担金	132,960	132,960	132,960	緑町連合町会費
募金	20,000	20,000	40,000	赤い羽根共同、日赤募金
環境衛生費	50,000	47,500	50,000	世帯配布分
事務費	30,000	26,518	30,000	コピー代、文具等
会議費	20,000	14,264	20,000	総会、役員会、会場費等
行事費	200,000	49,822	200,000	講習会等、ふれあいサロン助成
防犯費	35,000	33,600	35,000	防犯協会年会費
育成費	80,000	80,000	70,000	みどり子供会育成、育成団体費
回覧協力費	10,000	11,000	10,000	部長、班長、役員配布分
設備費	30,000	0	20,000	掲示板補修等
福祉費	100,000	95,200	100,000	敬老者への祝い品
慶弔費	50,000	53,000	50,000	出産祝、ご霊前
広報費	20,000	9,093	30,000	広報活動、ホームページ運営
渉外費	10,000	0	10,000	
予備費	464,902	61,110	419,257	
合計		634,067	1,217,217	

上記の通り提案します。

（会計）担当役員 中野 孝範

第5号議案 令和7年度 役員選任

役職名	氏名
会長	一色 清志
副会長	佐野 弘美
会計	中野 孝範
会計監査役	古明地 節子 環 笑子
広報委員	中野 孝範
青少年育成委員	岡田 治子 長谷川 祥子（みどり子供会代表）
地域美化推進委員	橋本 節子 神村 典子
地域安全推進委員	大野 美恵 神村 典子
福祉地区委員	佐野 弘美 橋本 節子
第1部長	大野 美恵
第2部長	鴨下 裕一
第3部長	岡田 治子
第4部長	須沢 清子
第5部長	竹之下 和子
第6部長	須坂 英子

資料) 緑町第二町会の部/班、加入世帯数

部（世帯数）班	世帯数
1 部（45）	
1	3
2	4
4	6
5	3
6(グリーンヒルズ)	10
7(ニッセイパレス)	2
9(フォレスト)	14
村田学園	3
2 部（85）	
1	5
2	3
3	4
5	8
6	5
7	7
8	6
9	4
10	5
ダイアパレス	9
プレシス東小金井	29
3 部（39）	
4	2
6	3
7	6
9	10
10	2
11	13
13(福寿こがねい)	3

4 部（76）	
1	4
2	3
3	3
4	2
5	2
6	4
7	4
8	4
9	7
アンジェリカ	3
サンクレイドル武蔵小金井	40
5 部（28）	
2	3
3	12
4	1
5	4
6	8
6 部（33）	
1	2
3	3
4	1
5	9
7	6
8	6
アトム	3
うさぎ	3
その他（128）	
オークレジデンス	33
フォリーナ	83
NPO 現代座	3
子供会のみ	9
総計	433

※2025/4/1 時点

※法人の世帯数は3で計算

緑町第二町会規約

緑町第二町会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、緑町第二町会（以下「本会」という）とする。

(地域)

第2条 本会の所掌する地域は、別表1に掲げる地域（以下「地域」という）とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、本会会長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は、本会の地域の住民が相互の交流と支え合いにより、安全で安心して心豊かに生き生きと暮らせる地域づくりを促進することを目的とする。

(事業・活動)

第5条 本会は、前条の目的のため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 会員の地域への関心と自治意識を高めるための活動
- (2) 環境衛生向上のための活動
- (3) 道路、防犯・防災施設等の整備促進のための市への要請・協力活動
- (4) 児童・青少年の健全育成のための活動
- (5) 高齢者の見守り、日常生活支援など地域福祉の向上のための取組み
- (6) 福祉募金運動への協力
- (7) 会員相互の交流を図るための活動及び祝意弔慰事業
- (8) その他前条の目的のために有用な事業及び活動

(会員)

第6条 本会の会員は、本会の地域に居住し、会費を納入した住民により構成される。

-2 本会の地域に隣接する地区に居住し従前より本会に加入していた世帯については、町会費の納入により引き続き本会の会員となることができる。

(町会費)

第7条 本会の会費（以下「町会費」という）は、一世帯につき年額1,200円とする。

-2 年度途中で入会した場合の当該年度の町会費の額は、入会月以降の月数に100円を乗じた額とする。

-3 納入された町会費は、年度途中での退会による返金を行わない。

(部・班)

第8条 本会の活動を円滑に行うため、地域をいくつかの部に分け、部にいくつかの班を置くことができる。

-2 部及び班には、それぞれ部長及び班長をおく。

- 3 部長及び班長は、それぞれ部内及び班内で互選し、部長が会長に届け出る。
- 4 部長の任期は2年、班長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第2章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 会計監査役 | 2名 |
| (5) 総務委員 | 若干名 |
| (6) 広報委員 | 若干名 |
| (7) 青少年育成委員 | 若干名 |
| (8) 地域環境推進委員 | 若干名 |
| (9) 地域安全委員 | 若干名 |
| (10) 福祉地区委員 | 若干名 |
| (11) 部長 | 各部 1名 |

-2 会長は、必要と認めたときは第18条に定める役員会（以下「役員会」という）の承認を得て、前項に定める役員の数を増減し、あるいは新たな役員を置くことができる。

(役員等の選任)

第10条 前条に掲げる役員のうち部長を除いては、総会の承認を得て任命される。ただし、青少年育成委員のうち1名は、みどり子供会の代表者をもって充てる。

-2 会長は、必要と認めたときは役員会の承認を得て、会長及び会計監査役以外の役職について、会長が指名する役員に兼務させることができる。

(相談役)

第11条 本会には相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 3 相談役は、本会の運営等について会長の求めにより知見を述べる。

(役員等の任期)

第12条 役員及び相談役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

-2 役員等が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連合町会理事役員会への参加)

第13条 緑町連合町会理事役員会に参加する者については、会長が役員会の承認を得て役員のうちから指名する。

(役員等の職務)

第14条 役員の職務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指定した順位により会長の職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を掌理する。
- (4) 会計監査役は、金員の保管状況及び会計帳簿等の記帳・保管状況の監査を行う。
- (5) 総務委員は、本会の円滑な運営のため会長が指示する業務を処理する。
- (6) 広報委員は、本会の活動状況等の会員への周知を図る。
- (7) 青少年育成委員は、地域青少年の健全育成の推進を図る。
- (8) 地域環境推進委員は、地域から出るごみの減量・分別の励行及び地域環境美化の推進を図る。
- (9) 地域安全委員は、地域の防災、防犯、交通安全等安全性向上の推進を図る。
- (10) 福祉地区委員は、市社会福祉協議会と連携をとるなどしながら地域福祉の推進を図る。
- (11) 部長は、役員会及び班長との連絡・情報交換に努めるとともに回覧板を掌理する。
- (12) 班長は、班内の会員及び部長との連絡・情報交換に努めるとともに、回覧板の回付、町会費等の集金を担う。

第3章 会 議

(総会)

第15条 本会の総会の構成員は、役員会構成員及び班長とする。

-2 総会は、毎年1回開催し、必要な場合は臨時に総会を開催する。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 新年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改廃
- (4) 財産の処分
- (5) 役員の選任
- (6) その他重要な案件

(総会の招集及び運営)

第17条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

-2 会長は、役員会構成員の3分の2以上から総会開催の求めがあったときは、総会を招集しなければならない。

-3 総会は、役員会構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

-4 総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決する。

(役員会の構成)

第18条 本会の役員会は、第9条第1項に掲げる役員をもって構成する。

(役員会の審議事項)

第19条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会で議決された事業計画等を実施するための具体的な事項
- (2) 本会の運営に関する事項

(3) 市からの協力要請等への対応

(役員会の招集及び運営)

第20条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

-2 会長は、役員会構成員の3分の2以上から役員会開催の請求があったときは、役員会を招集しなければならない

-3 役員会は、役員会構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

-4 役員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決する。

(緊急事案への対応)

第21条 総会に諮るべき重要案件で急施を要し総会で審議する間がないもの対応については、会長は役員会に諮り処理することができる。ただし、事後に総会に報告しその承認を得なければならない。

第4章 資産及び会計

(資産)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

(1) 町会費

(2) 事業に伴う収入

(3) 寄付金品

(4) 補助金

(5) 資産から生ずる利子

(6) 前各号に掲げるものの以外の雑収入

(経費の支弁)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産管理)

第24条 本会の資産は、会長が総理し、会計が保管・管理する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 補 則

(祝意・弔慰金)

第26条 会員への祝金、礼金及び弔慰金については、別表2に定めるところによる。

-2 出産祝金、弔慰金の申請は、ご家族より所属の班長、部長を経由して会長に届けるものとする。

(補則)

第27条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が役員会の承認を得て定めることができる。

付 則 （令和２年 規約全部改正）

- 1 この規約は、令和２年６月２２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
- 2 祝金、礼金及び弔慰金に関する内規は、廃止する。

別表 １ 緑町第二町会の地域

町 丁	区 域
緑町一丁目	全 域
緑町五丁目	１～３、１２の一部、１３～１８

別表 ２ 祝意・弔慰金・役員退任謝礼金

種 別	事 由	金 額 (円)	申 請
出産祝金	会員世帯にお子さんが産まれたとき	３０００	原則として３２日以内にご家族が申請
弔 慰 金	会員世帯の方が亡くなったとき	５０００	原則として４９日以内にご家族が申請
役員退任謝礼金	役員が退任したとき	役員会で協議	

緑町第二町会では会員世帯に次のような「おめでた」や「ご不幸」があったときは、ご家族の方のお申し出により祝意・弔慰金をお贈りしております。

お申し出は、ご家族がそれぞれ決められた期日までに所属する班又は部の班長さんまたは部長さんを通じて町会長にお届けください。

お申し出が上の表の「お申し出の期限」を過ぎてしまったことに相応の理由があると認められる場合は、事由発生から３月以内の申し出であれば受け付けます。

会員事業所については、小金井市内にご住所がある当該事業所の所有者及び運営責任者の方に限ってお贈りしております。

以上